

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和1年9月12日(2019.9.12)

【公開番号】特開2017-88250(P2017-88250A)

【公開日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【年通号数】公開・登録公報2017-019

【出願番号】特願2016-220182(P2016-220182)

【国際特許分類】

B 6 5 D 75/52 (2006.01)

B 6 5 D 75/58 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 75/52 B R H

B 6 5 D 75/58 B R K

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月2日(2019.8.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

このとき、高品質の印刷部7の提供のために、特別な量で多層に積層されたフィルムができしており、これらフィルムにおいては、印刷部が内側に配置されているとともに、これらフィルムは、好ましくは異なる材料で製造される。異なる材料によっても、また印刷部7のインクによっても、リサイクル時の再利用ができないか、又は非常に制限されて可能である。そのため、適当な材料がしばしば燃やすことによって熱的にのみ利用される。本発明の範囲では、比較的薄く、バッグボディ1の一部にわたってのみ延在するフィルム部分によって、このような再利用ができないか、又は再利用が困難な材料の割合が低減される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

バッグボディ(1)と、バッグ外側で該バッグボディ(1)上に配置された、印刷部を有する追加のフィルム部分(6)とを有するフィルムバッグであって、前記バッグボディ(1)が、バッグフィルムから成る互いに対向する少なくとも2つの前壁(2)を備えており、該前壁が上側のバッグ縁部、下側のバッグ縁部及び側方縁部によって画成されており、前記フィルム部分(6)及び前記バッグフィルムが全面的には互いに結合されていない前記フィルムバッグにおいて、

前記フィルム部分(6)が、前記前壁(2)のうち少なくとも1つにおいて、前記上側のバッグ縁部及び前記下側のバッグ縁部に対して間隔をもって配置されていること、前記フィルム部分(6)が20~170μmの厚さを有していること、及び前記バッグフィルム及び前記フィルム部分(6)が、少なくとも0.02g/cm³の差を有する異なる密度を有することを特徴とするフィルムバッグ。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 2】

バッグボディ(1)と、バッグ外側で該バッグボディ(1)上に配置された、印刷部を有する追加のフィルム部分(6)とを有するフィルムバッグであって、前記バッグボディ(1)が、バッグフィルムから成る互いに対向する少なくとも2つの前壁(2)を備えており、該前壁が上側のバッグ縁部、下側のバッグ縁部及び側方縁部によって画成されており、前記フィルム部分(6)及び前記バッグフィルムが全面的に互いに結合されていない前記フィルムバッグにおいて、

前記フィルム部分(6)が、前記前壁(2)のうち少なくとも1つにおいて、前記上側のバッグ縁部及び前記下側のバッグ縁部に対して間隔をもって配置されていること、前記フィルム部分(6)が $20 \sim 100 \mu m$ の厚さを有していること、及び前記フィルム部分(6)の厚さに対する前記バッグフィルムの厚さの比が3:2よりも大きく、特に2:1よりも大きいことを特徴とするフィルムバッグ。